

## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る 子ども・子育て支援事業計画の代用計画の策定について

### ～乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について～

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度で、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付事業として、全市町村において実施されることとなります。

【対象】 保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の乳幼児

【1月あたりの利用上限時間】 10時間

※利用に際しては、事前に居住する市町村による認定が必要です。

### 1. 代用計画策定の経緯

乳児等通園支援事業の量の見込みについては、令和7年3月策定の「熊取町こども計画（第三期子ども・子育て支援事業計画を含む。「以下、こども計画」という。）」において、記載（110頁）しているところですが、国の基本指針（注）が改正となり、計画の見直しが必要となりました。

なお、計画そのものを変更し、必要な事項を盛り込むことが困難な場合は、代替措置として「代用計画」によることが可能とされています。

注）教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

### 2. 計画への基本的記載事項（必須記載事項）

（1）乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

（2）乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項

### 3. 代用計画案 【別紙のとおり】 資料1-2

※代用計画案は、国が示す様式を使用しています。

#### 4. 各数値の算定方法

- (1) 就学前児童数 こども計画上の推計値を使用。
- (2) 対象児童数  
就学前児童数から保育所等利用児童数を除いた数（0歳児については、7か月目からの利用となるため、さらに2で除しています。
- (3) 利用率  $\text{利用者数} \div \text{対象児童数}$
- (4) 利用者数（ニーズ） こども計画上の量の見込みを各年齢別に均等に計上。
- (5) 必要受入時間数  $\text{利用者数} \times \text{月上限時間（10時間）}$
- (6) 必要定員数（整備量）  $\text{必要受入時間数} \div 260 \text{時間（※）}$   
※10時間×26日

（参考）熊取町こども計画（令和7年3月策定） 抜粋

#### 第7章 量の見込みと確保方策

##### (13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

###### 【事業概要】

保育所等に入所していない0歳6か月から満3歳未満の乳幼児に適切な遊びと生活の場を提供するとともに、乳幼児や保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに保護者への子育てについての情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。

###### 【確保方策】

事業の設備及び運営について条例で基準を定め、利用乳幼児が明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員により、心身共に健やかに育成されることを保障していきます。

###### ■乳児等通園支援事業の量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	－	60	60	60	60
確保の内容	－	60	60	60	60

※令和8年度からの新規事業であるため、現状の町立・私立の保育所や認定こども園、幼稚園などにおける1か月当たりに受入可能な人数を見込み量として記載していますが、利用状況に応じて柔軟に検討していくこととします。

# 第三期熊取町子ども・子育て支援事業計画 代用計画（案）

令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制

担当者連絡先			資料1-2
都道府県	大阪府	担当者名	
市区町村	熊取町	電話番号	
所属（課・室）	保育課	メールアドレス	

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
就学前児童数	0歳児	-	-	247	247	242	242	239	239	235	235
	1歳児	-	-	273	273	269	269	264	264	261	261
	2歳児	-	-	295	295	288	288	284	284	279	279
	合計	-	-	815	815	799	799	787	787	775	775
対象児童数	0歳児	-	-	73	73	72	72	71	71	71	71
	1歳児	-	-	68	68	69	69	67	67	70	70
	2歳児	-	-	86	86	84	84	83	83	84	84
	合計	-	-	227	227	225	225	221	221	225	225
利用率	0歳児	-	-	27.39%	27.39%	27.77%	27.77%	28.16%	28.16%	28.16%	28.16%
	1歳児	-	-	29.41%	29.41%	28.98%	28.98%	29.85%	29.85%	28.57%	28.57%
	2歳児	-	-	23.25%	23.25%	23.80%	23.80%	24.09%	24.09%	23.80%	23.80%
	合計	-	-	26.43%	26.43%	26.66%	26.66%	27.14%	27.14%	26.66%	26.66%
（利用者数）	0歳児	-	-	20	20	20	20	20	20	20	20
	1歳児	-	-	20	20	20	20	20	20	20	20
	2歳児	-	-	20	20	20	20	20	20	20	20
	合計	-	-	60	60	60	60	60	60	60	60
必要受入時間数	0歳児	-	-	200	200	200	200	200	200	200	200
	1歳児	-	-	200	200	200	200	200	200	200	200
	2歳児	-	-	200	200	200	200	200	200	200	200
	合計	-	-	600	600	600	600	600	600	600	600
（必要整備員数）	0歳児	-	-	0.8	0	0.8	0	0.8	0	0.8	0
	1歳児	-	-	0.8	0	0.8	0	0.8	0	0.8	0
	2歳児	-	-	0.8	0	0.8	0	0.8	0	0.8	0
	合計	-	-	2.4	0	2.4	0	2.4	0	2.4	0

## 第三期熊取町子ども・子育て支援事業計画 代用計画 (案)

乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容  
市町村(特別区)名

熊取町

### 記載事項

- 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。
- 幼稚園及び認定こども園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。

※本参考様式は、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の「量の見込み」及び「確保方策」代用計画について(依頼)」(令和6年12月17日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡)の別添でお示しした、量の見込み及び確保方策に関する代用計画の様式と統合して活用いただくことも可能です。

## 町立保育所における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

熊取町では、令和8年4月から町立保育所において事業を実施します。（町内の民間保育園等での実施は今のところ未定となっています。）

事業実施に向けた町立保育所での利用定員の設定にあたり、子ども・子育て支援法第54条の2第3項の規定に基づき、子ども・子育て会議のご意見を伺います。

### 子ども・子育て支援法（令和8年4月1日改正）抜粋

第54条の2 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援事業所ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

### 1. 実施園及び利用定員

実施園	所在地	定員	年齢別		
			0歳児	1歳児	2歳児
中央保育所	五門西2丁目14番14号	3名	1名	1名	1名
東保育所	久保2丁目1480番地の1	3名	1名	1名	1名
北保育所	希望が丘4丁目14番2号	3名	1名	1名	1名

※代用計画案における必要定員数を満たしています。

### 2. 利用可能時間等

(1) 開設時間 毎週月曜日から土曜日の午前8時～午後6時

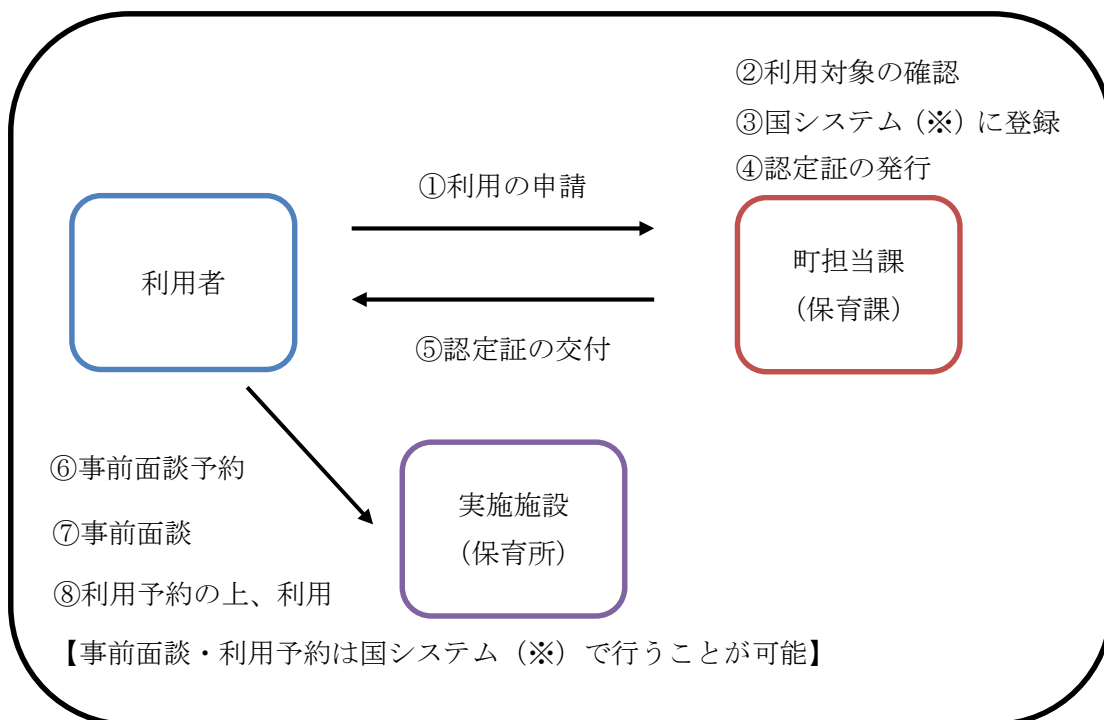
(祝日、年末年始、保育所行事実施日等を除く)

(2) 利用可能時間 こども一人あたり月10時間（1時間単位で利用）

(3) 利用料金等 こども一人あたり1時間300円

※利用に際し傷害保険料200円（年額）、給食費1食200円（必要な場合）をご負担いただきます。

### 3. 利用の流れ（概要）



※国システム ⇒ 国が提供する「こども誰でも通園制度総合システム」  
本町では、令和8年3月中旬以降から運用開始予定

※同じ施設を2回目以降利用する場合、事前面談は原則不要

# こども<sup>☆☆</sup>誰<sup>Q</sup>でも<sup>☆☆</sup> 通園制度

## こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、  
全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず  
形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

### 対象者

- ・ 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

### 利用方法

- ・ 月10時間の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能



※利用時間は、市町村により異なる場合があります。詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

## こども誰でも通園制度を利用すると……

### こどもにとって

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って**家族以外の人と関わる機会**が得られます
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、**ものや人への興味や関心が広がり、成長していく**ことができます
- ・**年齢の近いこどもとの関わり**により、社会情緒的な発達を支えるなど**成長発達に資する豊かな経験**をもたらします

### 保護者にとって

- ・**地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機**となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、**保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります**
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、**孤立感、不安感等の解消**につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、**育児に関する負担感の軽減**につながります

#### 一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

制度の詳細については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」をご確認ください。

→[こども誰でも通園制度について](#) | [こども家庭庁](#)

## 利用の方法について

申請方法は市町村ごとに異なります。詳しくはお住いの市町村にお問い合わせください。

利用者による申請

市町村による認定

決定通知受理

事前面談予約

事前面談

施設の利用

事業所内で実施

事業所との事前面談の予約はシステムで行うことが可能です。

★まだ住民への周知がされていない未確定の内容が含まれておりますので、絶対に外部に漏らさないように取扱いにご注意ください。

## 資料 3

### 令和 8 年度「保育提供体制の確保のための実施計画案」の承認について

#### 1. 「保育提供体制の確保のための実施計画」について

令和 7 年度から、各市町村が、保育所・認定こども園・地域型保育等の保育の受け皿を将来の需要に合わせて確保するため、国から各種子育て施策に係る補助金を受ける際には、この計画を作成・提出して事前に国の採択を受ける必要があります。

なお、令和 8 年度から、国への提出にあたっては、事前に各自治体が設置する子ども・子育て会議等での承認が必要となったため、同計画の内容についてお諮りするものです。

#### 2. 令和 8 年度に国からの財政支援を求める事業について

就学前教育・保育施設等整備費交付金（補助率：国 1/2、町 1/4、事業者 1/4）の活用を予定する事業 ⇒ つばさ共同保育園の樹脂製テラス修繕工事（令和 8 年 6 月着工予定）

##### 【工事の概要】

平成 24 年の開園から 13 年が経過し、園内の樹脂製テラスが歪み、これまで部分的な修繕を行ってきたものの、土台部分の腐食も確認されたことから、安全な保育の提供に資するため、全面改修を行うもの。

なお当該補助金の対象外とはなるが、外構工事（スロープ手摺の改修）も同時に行う予定。

#### 3. 保育提供体制の確保のための実施計画案について

【「資料 3 - 2」のとおり】 ※国が示す様式を使用しています。

##### 【各項目の説明】

##### I. 令和 7 年度以降の保育需要と提供体制（資料 3 - 2 : P 1）について

##### 【各数値の算定方法】

- (1) 就学前児童数                      こども計画上の推計値を使用。
- (2) 申込者数（保育ニーズ）      こども計画上の推計値を使用。
- (3) 申込率                              申込者数 ÷ 就学前児童数

★まだ住民への周知がされていない未確定の内容が含まれておりますので、絶対に外部に漏らさないように取扱いにご注意ください。

(4) 利用定員数（整備量） 町内の保育所及び認定こども園の2号、3号利用定員数

【令和8年4月1日以降の利用定員変更予定】

定員変更年度	施設名	定員変更内容 ※①
令和8年度	アトム共同保育園	施設の利用定員を変更 0歳児 22 → 15 (▲7) 1・2歳児 44 → 50 (+6) 3歳以上児 94 → 75 (▲19)
令和10年度	熊取みどり幼稚園	認定こども園化により、新たに2・3号の利用定員を設定 0歳児 0 → 3 (皆増) 1・2歳児 0 → 12 (皆増) 3歳以上児 0 → 35 (皆増)

(5) 待機児童数 申込者数－利用定員数

## II. 申込者数（保育ニーズ）算定の考え方（資料3-2：P2）について

こども計画策定時における考え方を記載

## III. 期間中における整備内容及び定員増減の予定（資料3-2：P2～4）について

整備実施年度	施設名	整備内容	定員変更内容
令和8年度	つばさ共同保育園 ※①参照	樹脂テラス 修繕	—
令和9年度	熊取みどり幼稚園 ※②参照	認定こども園化にかか る保育室等 の整備	認定こども園化により新たに2・3号の利用定員を設定 0歳児 0 → 3 (皆増) 1・2歳児 0 → 12 (皆増) 3歳以上児 0 → 35 (皆増)

※①定員変更を伴わないため、実施計画上に記載はありません。

※②熊取みどり幼稚園の認定こども園化に関する影響については、最短で令和10年度の移行を反映したのですが、詳細は未定であるため、今後、実施年度や定員変更内容等については変更となる場合があります。

また、令和9年度に施設整備を行うにあたり、国の財政支援を求める場合は、改めて実施計画案の承認についてお諮りすることになります。

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制

作成対象:全市区町村

担当者連絡先		
都道府県	大阪府	担当者名
市区町村	熊取町	電話番号
所属(課・室)	保育課	メールアドレス

資料3-2

保育提供区域	全域	←プルダウン選択してください。複数区域を選択した場合は、様式1-2のシートをつけて提出してください。
保育提供区域の設定の考え方	保護者やこどもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に考慮して、教育・保育提供区域について町全域を1区域として設定します。	

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数 ①	0歳児	208.	247.	242.	239.	235.
	1・2歳児	555.	568.	557.	548.	540.
	3歳以上児	988.	980.	955.	954.	910.
	合計	1,751.	1,795.	1,754.	1,741.	1,685.
(申請保育込)者数 ②	0歳児	40.	101.	98.	97.	94.
	1・2歳児	403.	414.	404.	398.	386.
	3歳以上児	741.	764.	745.	734.	713.
	合計	1,184.	1,279.	1,247.	1,229.	1,193.
(申請込)率 ①	0歳児	19.2%	40.9%	40.5%	40.6%	40.0%
	1・2歳児	72.6%	72.9%	72.5%	72.6%	71.5%
	3歳以上児	75.0%	78.0%	78.0%	76.9%	78.4%
	合計	67.6%	71.3%	71.1%	70.6%	70.8%
(利用整備員)数	0歳児	119.	112.	112.	115.	115.
	1・2歳児	391.	397.	397.	409.	409.
	3歳以上児	837.	818.	818.	853.	853.
	合計	1,347.	1,327.	1,327.	1,377.	1,377.
待機児童数	0歳児	0.	0.			
	1・2歳児	0.	0.			
	3歳以上児	0.	0.			
	合計	0.	0.			

## 【申込者数(保育ニーズ)算定の考え方】

作成対象:全市区町村

- 毎年度、前年度までの見込みと実績を比較し、乖離が生じている場合には、その要因を精査・分析し、必要に応じて推計方法の見直しを行うこと。
- 各市区町村の実情に応じた適切な方法に基づき、算定すること。

申込者数(保育ニーズ)の算定式		算定式に用いた要素の推計方法	
算定式	(算定式の例) 就学前児童数×申込率		(文例) ○就学前児童数 ・令和○年○月時点の人口推計を使用 ・過去○年の就学前児童数の増加・減少率の平均を使用 ○申込率 ・令和○年○月に実施したニーズ調査により見込んだ申込率を使用 ・過去○年の申込率の増加・減少率の平均を使用
	0歳児		○就学前児童数 ・令和2～6年の各年4月1日時点に基づきコーホート変換率法により推計 ○申込率 ・上記の就学前児童数から国の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等」における「量の見込み」の算出等の考え方に基づき推計
	1・2歳児		○就学前児童数 ・令和2～6年の各年4月1日時点に基づきコーホート変換率法により推計 ○申込率 ・上記の就学前児童数から国の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等」における「量の見込み」の算出等の考え方に基づき推計
	3歳以上児		○就学前児童数 ・令和2～6年の各年4月1日時点に基づきコーホート変換率法により推計 ○申込率 ・上記の就学前児童数から国の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等」における「量の見込み」の算出等の考え方に基づき推計
加味する要素	要素の有無	無し	ーブルダウン選択してください。
	要素の説明	(例) ①大規模マンションの建設 令和○年に○○駅前(○○区域)に○○戸規模のマンションが完成予定で、就学前児童数が○○人増加する見込みのため、令和○年以降の就学前児童数に加味した。 ②宅地開発 ○○区域において子育て世帯・共働き世帯の流入が増加しているため、令和○年以降の就学前児童数に加味した。 ③女性就業率の上昇 ○○調査結果に基づき女性就業率の伸び率が今後上昇すると見込んでいるため、申込者数の過去3年平均の伸び率に+○%した。	

## 2. 期間中における整備内容及び定員増減の予定

作成対象:全市区町村

- 「1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制の利用定員数(整備量)」にて計画した整備内容及び定員増減の予定を以下に記載すること。**※過年度(令和7年度)のみの整備内容は記入不要。**
- 令和8年度の就学前教育・保育施設等整備交付金の協議や保育所等改修費等支援事業の交付申請にあたっては、以下に記載する整備・改修予定の施設と整合をとること(実施計画の採択が不要かつ定員の増減が生じない整備等は記載不要とする)。

### <集計表(自動転記)>

以下の①及び②で記載した詳細について、0歳児、1・2歳児、3歳以上児における令和8年度以降の定員増加を図る施設及び定員減少を図る施設の内訳を記入すること。

①: 令和7年度以降の保育需要と提供体制における利用定員数の前年度比と②: 期間中における整備内容及び定員増減の予定における各年度の「定員増減数(差引合計)」は一致させること(詳細は印刷範囲外右記の留意事項を参照)。

	定員増加を図る施設	定員減少を図る施設	定員増減数 (差引合計)	換算用 (「1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制」の利用定員数(整備量)の前年度比)	エラーチェック (当セルにおいて、エラーが生じた場合は、必ず右記の※留意事項をご確認ください。エラーが生じていない状態でご提出ください。)
令和7年度					
令和8年度	0.0	0.0	0.0	0.0	○
0歳児	0.0	0.0	0.0	0.0	○
1・2歳児	0.0	0.0	0.0	0.0	○
3歳以上児	0.0	0.0	0.0	0.0	○
令和9年度	50.0	0.0	50.0	50.0	○
0歳児	3.0	0.0	3.0	3.0	○
1・2歳児	12.0	0.0	12.0	12.0	○
3歳以上児	35.0	0.0	35.0	35.0	○
令和10年度	0.0	0.0	0.0	0.0	○
0歳児	0.0	0.0	0.0	0.0	○
1・2歳児	0.0	0.0	0.0	0.0	○
3歳以上児	0.0	0.0	0.0	0.0	○

<表①就学前教育・保育施設等整備交付金の協議や保育所等改修費等支援事業の交付申請を行う場合（定員変更を伴う整備及び定員変更を伴わないが「人口減少対策」の採択による財政支援を受けようとしている整備に限る）>

大阪府	施設名称(a)	施設種別(b)	整備区分(c)	定員増減数(数のみ)(d)	(d)のうち 0歳児(e)	(d)のうち 1・2歳児(f)	(d)のうち 3歳以上児(g)	整備年度(h) 令和8年度(i)	整備年度(h) 令和9年度(j)	整備年度(h) 令和10年度(k)	定員増減が発生する年度(l)	活用事業(m)	実施区域(n)
熊取町	〇〇園 (補助金等の申請書類における名称と異なること。令和9年度以降は未定可とする)	認定こども園 (令和9年度以降は未定可とする)	その他定員変更を伴う整備	-5	-10	15	-10	該当する場合は「〇」を選択 (複数年度整備を行う場合には、該当する全ての年度について「〇」を選択すること)	該当する場合は「〇」を選択 (複数年度整備を行う場合には、該当する全ての年度について「〇」を選択すること)	該当する場合は「〇」を選択 (複数年度整備を行う場合には、該当する全ての年度について「〇」を選択すること)	令和10年度 (例えば、令和4年2月～令和4年1月までに定員増減が発生する場合には「令和9年度」、令和4年1月～令和4年1月に定員増減が発生する場合には「令和10年度」を選択すること。詳細は上記の留意事項を参照。)	保育所等改修費等支援事業 (令和9年度以降は未定可とする)	全域 複数区域名
No. 1	熊取みどり幼稚園	認定こども園	その他	50	3	12	35		〇		令和9年度	就学前教育・保育施設整備交付金	全域
No. 2				0									
No. 3				0									
No. 4				0									
No. 5				0									
No. 6				0									
No. 7				0									
No. 8				0									
No. 9				0									
No. 10				0									
No. 11				0									
No. 12				0									
No. 13				0									
No. 14				0									
No. 15				0									
No. 16				0									
No. 17				0									
No. 18				0									
No. 19				0									
No. 20				0									
No. 21				0									
No. 22				0									
No. 23				0									
No. 24				0									
No. 25				0									
No. 26				0									
No. 27				0									
No. 28				0									
No. 29				0									
No. 30				0									
No. 31				0									
No. 32				0									
No. 33				0									
No. 34				0									
No. 35				0									
No. 36				0									
No. 37				0									
No. 38				0									
No. 39				0									
No. 40				0									
No. 41				0									
No. 42				0									
No. 43				0									
No. 44				0									
No. 45				0									
No. 46				0									
No. 47				0									
No. 48				0									
No. 49				0									
No. 50				0									

<表②①以外の定員増減の予定>

	施設名称 (a)	施設種別 (b)	実施内容 (c)	定員増減数 (数のみ) (d)	(d)のうち 0歳児 (e)	(d)のうち 1・2歳児 (f)	(d)のうち 3歳以上児 (g)	実施内容 (c) を行う年度 (h)	定員増減が発生する年度 (i)	(c) の具体的な内容と理由 (j)
	<b>大阪府</b>									
	△△保育所 (未定も可とする)	保育所 (令和9年以降は未定も可とする。自由記述)	閉園	-10	-5	5	-10	令和8年度	令和9年度 (例えば、令和8年2月2日～令和10年4月1日までに定員増減が発生する場合には「令和9年度」、令和8年2月2日～令和11年4月1日に定員増減が発生する場合には「令和10年度」を選択すること。詳細は各施設の留意事項を参照。)	児童数の減少により閉園
	<b>熊取町</b>									
	〇〇保育所 (未定も可とする)	保育所 (令和9年以降は未定も可とする。自由記述)	定員変更	0	7	0	-7	令和8年度	令和8年度 (同上の通り)	0歳児の受け皿拡大のため3歳以上児を縮小
No. 1				0						
No. 2				0						
No. 3				0						
No. 4				0						
No. 5				0						
No. 6				0						
No. 7				0						
No. 8				0						
No. 9				0						
No. 10				0						
No. 11				0						
No. 12				0						
No. 13				0						
No. 14				0						
No. 15				0						
No. 16				0						
No. 17				0						
No. 18				0						
No. 19				0						
No. 20				0						
No. 21				0						
No. 22				0						
No. 23				0						
No. 24				0						
No. 25				0						
No. 26				0						
No. 27				0						
No. 28				0						
No. 29				0						
No. 30				0						
No. 31				0						
No. 32				0						
No. 33				0						
No. 34				0						
No. 35				0						
No. 36				0						
No. 37				0						
No. 38				0						
No. 39				0						
No. 40				0						
No. 41				0						
No. 42				0						
No. 43				0						
No. 44				0						
No. 45				0						
No. 46				0						
No. 47				0						
No. 48				0						
No. 49				0						
No. 50				0						

## 子ども・子育て会議委員名簿

令和8年2月26日現在

	所 属 等	氏 名	備考
住民代表 (1号委員)	自治会連合会 会長	松藤 忠直	R8.1.23 就任
	熊取町小・中学校PTA連絡協議会	兒玉 亜友美	
	熊取町小・中学校PTA連絡協議会	道明 陽介	
	就学前児童の保護者(公募委員)	折笠 知佳	
	若者(公募委員)	平田 柊哉	
保育・教育・福祉関係者 (2号委員)	熊取町校長会 代表	山田 恵美	
	町立保育所 代表	小西 玲子	
	熊取町民間保育園・こども園協議会	菊川 良夫	R8.2.26 就任
	学校法人池浦学園 理事長	池浦 祐介	
	NPO 熊取こどもとおとなのネットワーク 理事長	高橋 淳	
	NPO法人 くまとり子育てWA・輪・和 理事長	谷山 美恵	
	特定非営利活動法人 地域支援センターくまとりロンド 理事長	大谷 悟	
	NPO法人 ホームビジット・とんとん 理事長	坂本 百合	
	たんぼぼの会	曾根 貴子	
	泉佐野泉南医師会	濱 武継	
	熊取町人権協会 会長	勘六野 朗	
	熊取町社会福祉協議会 会長	坂上 欽也	
	熊取町民生委員児童委員協議会 主任児童委員長	棚村 千鶴	
	熊取町青少年指導員連絡協議会 会長	梅田 康雄	
熊取文庫連絡協議会	川俣 えみ		
熊取町スポーツ少年団 本部長	北本 雅朗		
学識経験者 (3号委員)	大阪観光大学 理事長	山本 健慈	
	和歌山信愛大学 教育学部 子ども教育学科 教授	森下 順子	